

特定非営利活動法人GROWING UP定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人GROWING UPという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業への人材の一層の呼び込みと定着に関わる情報収集・提供事業、農業に関する制度啓発活動事業、交流・ネットワークの構築事業、技術・知識向上のためのサポート事業を行うことにより、市民参加と協働を促進しつつ、農業従事者の拡大とそれに伴う地域事業の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成促進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業資材等の貸与・管理事業
- (2) 普及啓発活動
- (3) 情報収集・提供事業
- (4) 交流・ネットワークの構築事業
- (5) 技術・知識向上のためのサポート事業
- (6) 販売サポート事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) 施設利用会員 この法人の目的に賛同し、施設利用の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電子的方法（電子メール）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子的方法（電子メール）により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員総全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電子的方法（電子メール）による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子的方法（電子メール）をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電子的方法（電子メール）による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	藤 原 優
理 事	森 脇 理恵
理 事	菱 本 貴弘
監 事	諫 山 一彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	0円	0円
(2) 賛助会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	10,000円 (1口)	10,000円 (1口)
(3) 施設利用会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	12,000円	24,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 GROWING UP

役 名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ふじわら ゆう		無
	藤原 優		
理事	もりわき りえ		無
	森脇 理恵		
理事	ひしもと たかひろ		無
	菱本 貴弘		
監事	いさやま かずひこ		無
	諫山 一彦		

特定非営利活動法人GROWING UP 設立趣旨書

1. 趣旨

我が国の基幹的農業従事者は、高齢化が進み令和5年時の調査では65歳以上が約70%を超え、若手農業者が少なく農業人口が減少しています。高齢化と担い手不足の問題は様々な弊害を生み、今後ますます深刻化する可能性が高いと考えられます。

そのような日本の農業が抱える課題解決や、多様な現代人の生活に合った新しい農業のかたちを提案することを目的に神戸市が令和3年度にネクストファーマー制度を創設しました。

その制度を活用し、神戸学院大学、JA兵庫六甲、神戸市の産官学共創によって開発、展開されたものが、私たちが所属している【楽農アカデミー】です。

楽農アカデミーでは新規就農に向けて大学による座学、JAによる実習により農作物栽培の基礎を学ぶことができます。1年(120時間)の研修期間の後は小規模の農地を借り、2年間適切に農地を管理することで本格農業参入することとなりますが、非農家出身である受講生は120時間の研修内容だけでは知識も経験も不足する部分が大きく、2年間の農地管理への大きな不安や負担が生じます。しかし1年の研修修了後のアフターフォローが行き届かず、指導農家である個人のボランティアによるものが多いのが実情です。知識や経験の不足、資金など多方面で個々の負担が大きく、現状では持続困難であると思っています。まだ制度自体発足して日も浅く、モデルケースが少ないため将来の想像がつきにくいことも不安要素の一つであると考えます。

そこで、就農を目指す者を中心とした活動団体を作ることで、就農に向けて個人だけでは解決が困難な不安要素を取り除くことが出来れば、農業への新規参入者が増え、農業従事者として定着しやすく、農業における大きな課題である担い手不足の問題への解決に繋がると考えました。

今回、法人として申請するに至ったのは、新規就農者だけではなく、既存農家、地域住民と多くの方に参画していただくことで、神戸市内では農家人口も多く耕地面積の多い地域だからこそ地域全体として、農業やそれに関係する問題を解決できるよう取り組みをしていきたいと考えたからです。

個々では対応出来る部分に限界が生じることも多いですが、社会的に認められた公的な組織として活動することで、行政・関連団体との連携を深めていくことが出来る最良の策であると思っています。当団体の活動が営利目的ではないこと、農業関係者に限定しない多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人を取得することが最適であると考えました。

ネクストファーマー制度は兼業農家を目指す人を対象にしているため、他職種が集まりやすいことが強みであり、農業だけではない視点からの取り組みもできます。法人化によって、組織を発展・確立することで、農業の抱える問題解決だけではなくさまざまな地域

産業の発展につながり、地域社会に広く貢献出来ると考えるに至りました。

2. 申請に至るまでの経緯

令和6年04月 楽農アカデミー2期開講 ネクストファーマーを目指し農業を学ぶ
令和6年12月05日 設立相談
令和6年12月20日 楽農アカデミーとして地域で開催されるマルシェへ初出展する
令和6年12月26日 設立発起人会
令和7年01月15日 楽農アカデミーの野菜を助産院のイベントに提供、他事業との連携を図る
令和7年01月07日 会員間で法人化の意思確認
令和7年02月01日 設立総会開催

令和7年2月7日

特定非営利活動法人 GROWING UP

設立代表者

藤原 優

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 GROWING UP

1. 基本方針

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、本年度は新規・既存に関わらず農業に携わる人への支援事業を重点的に行っていきたいと考えています。

目標達成に向けて、地域の関連団体や行政との連携を行い、各種事業の内容を少しずつ広げていきます。

地域活動にも積極的に参加をし、地域が抱えるニーズを見つけ解決にむけての資源開発に取り組めます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 農業資材等の 貸与・管理事 業	・農業資材や機材の購入、貸与、管理	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	会員	0
	・施設利用会員の獲得	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	会員	0
(2) 普及啓発活動 事業	・SNSを活用した広報活動	4月～ 3月	NPO 事務所	地域住民 関連団体	0
	・賛助会員の獲得				
	・各種イベントへの参加・開催（マルシェ等）	4月～ 3月	兵庫県全域	地域住民 関連団体	80,000
(3) 情報収集 ・ 提供事業	・管理農地の作物や加工品の販売事業	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	地域住民	200,000
	・関連団体からの情報の集約	4月～ 3月	NPO 事務所	会員	0
	・会員や農業従事者、住民に向けての情報発信	4月～ 3月	NPO 事務所	地域住民	0
(4) 交流 ・ ネットワークの 構築事業	・各種イベントへの参加・開催	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	地域住民	0
	・交流のための親睦会の開催				
(5) 技術・知識 向上のための サポート事業	・地域住民への施設開放	2回／年 程度	関連施設	地域住民	160,000
	・関連団体や資材メーカー等との勉強会や研修会の開催	2回／年 程度	貸会議室等 関連施設	会員	20,000
	・作物の栽培・加工・販売等を学ぶための圃場施設の管理・運営	4月～ 3月	関連施設	会員 地域住民	0

(6) 販売サポート 事業	・会員からの販売委託 ・関連団体からの販売 委託	1 回／月	イベント場 N P O 事務所	会員	120, 000
(7) その他目的を 達成するため に必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 5 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款 第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年 1 回

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 GROWING UP

1. 基本方針

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規・既存に関わらず農業に携わる人への支援事業を重点的に行っていきます。

目標達成に向けて、地域の関連団体や行政との連携を行い、各種事業の内容を拡大・充実させていきます。

地域活動への積極的な参加やイベントの主催を行い、地域住民と地域課題解決と地域活性化にむけての資源開発に取り組みます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 農業資材等の 貸与・管理事 業	・農業資材や機材の購入、貸与、管理	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	会員	0
	・施設利用会員の獲得	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	会員	0
(2) 普及啓発活動 事業	・SNSを活用した広報活動	4月～ 3月	NPO 事務所	地域住民 関連団体	0
	・支援者の獲得				
	・各種イベントへの参加・開催（マルシェ等）	4月～ 3月	兵庫県全域	地域住民 関連団体	80,000
(3) 情報収集 ・ 提供事業	・管理農地の作物や加工品の販売事業	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	地域住民	200,000
	・関連団体からの情報の集約	4月～ 3月	NPO 事務所	会員	0
	・会員や農業従事者、住民に向けての情報発信	4月～ 3月	NPO 事務所	地域住民	0
(4) 交流 ・ ネットワークの 構築事業	・各種イベントへの参加・開催	4月～ 3月	NPO 事務所 関連施設	地域住民	0
	・交流のための親睦会の開催				
(5) 技術・知識 向上のための サポート事業	・地域住民への施設開放	2回／年 程度	関連施設	地域住民	160,000
	・関連団体や資材メーカー等との勉強会や研修会の開催	2回／年 程度	貸会議室等 関連施設	会員	20,000
	・作物の栽培・加工・販売等を学ぶための圃場施設の管理・運営	4月～ 3月	関連施設	会員 地域住民	0

(6) 販売サポート 事業	・会員からの販売委託 ・関連団体からの販売 委託	1 回／月	イベント場 N P O 事務所	会員	120, 000
(7) その他目的を 達成するため に必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 5 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款 第 3 条及び第 4 条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

令和7年度活動予算書
設立の日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
施設利用会員受取会費	200,000			
賛助会員受取会費	300,000		500,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0		0	
3. 受取助成金等				
地域課題に取り組むNPO等補助金	500,000			
KOBE里山SDGs活動支援補助金制度に係る補助金	500,000			
農村と都市をつなぐ地域活性化活動補助金	0		1,000,000	
4. 事業収益				
委託販売事業収益	120,000			
販売事業	200,000			
イベント収益事業	80,000			
勉強・研修会	20,000			
施設開放事業収益	160,000		580,000	
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0		0	
経常収益計				2,080,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
種苗費	50,000			
農薬衛生費	20,000			
肥料費	50,000			
消耗品費	30,000			
印刷費	50,000			
通信費	50,000			
旅費交通費	200,000			
器具及び備品	50,000			
建物	150,000			
支払報酬料	50,000			
農具費	700,000			
修繕費	100,000			
会議費	100,000			
その他経費計	1,600,000			
事業費計			1,600,000	
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
役員報酬	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
消耗品費	20,000			
器具及び備品	20,000			
通信費	150,000			
旅費交通費	10,000			
光熱水費	10,000			
農機具共済	10,000			
業務委託費	100,000			
租税公課	75,000			
地代家賃	60,000			
その他経費計	455,000			
管理費計			455,000	
経常費用計				2,055,000
当期正味財産増減額				25,000
設立時正味財産額				0
次期繰越正味財産額				25,000

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
施設利用会員受取会費	300,000			
賛助会員受取会費	300,000		600,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0		0	
3. 受取助成金等				
地域課題に取り組むNPO等補助金	300,000			
KOBE里山SDGs活動支援補助金制度に係る補助金	500,000			
農村と都市をつなぐ地域活性化活動補助金	0		800,000	
4. 事業収益				
委託販売事業収益	120,000			
販売事業	200,000			
イベント収益事業	80,000			
勉強・研修会	20,000			
施設開放事業収益	160,000		580,000	
5. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0		0	
経常収益計				1,980,000
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
法定福利費	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
種苗費	50,000			
農薬衛生費	20,000			
肥料費	50,000			
消耗品費	30,000			
印刷費	50,000			
通信費	50,000			
旅費交通費	200,000			
器具及び備品	50,000			
建物	50,000			
支払報酬料	50,000			
農具費	700,000			
修繕費	100,000			
会議費	100,000			
その他経費計	1,500,000			
事業費計			1,500,000	
2. 管理費				
(1) 人件費				
給与手当	0			
役員報酬	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
消耗品費	20,000			
器具及び備品	20,000			
通信費	150,000			
旅費交通費	10,000			
光熱水費	10,000			
農機具共済	10,000			
業務委託費	100,000			
租税公課	75,000			
地代家賃	60,000			
その他経費計	455,000			
管理費計			455,000	
経常費用計				1,955,000
当期正味財産増減額				25,000
前期繰越正味財産額	25,000			25,000
次期繰越正味財産額				50,000